

双葉郡大熊町の年降下物量は放射線管理区域相当！

楢葉町は？ こんなに降下している地に帰還させていいの？ 環境基準を決めなくていいの？

月間セシウム 137 定時降下物量（1ヶ月当たり Bq/m²）

元のデータ 原子力規制委員会 HP : <http://radioactivity.nsr.go.jp/ja/list/195/list-1.html>

赤字は、その市等で比較の高い値。

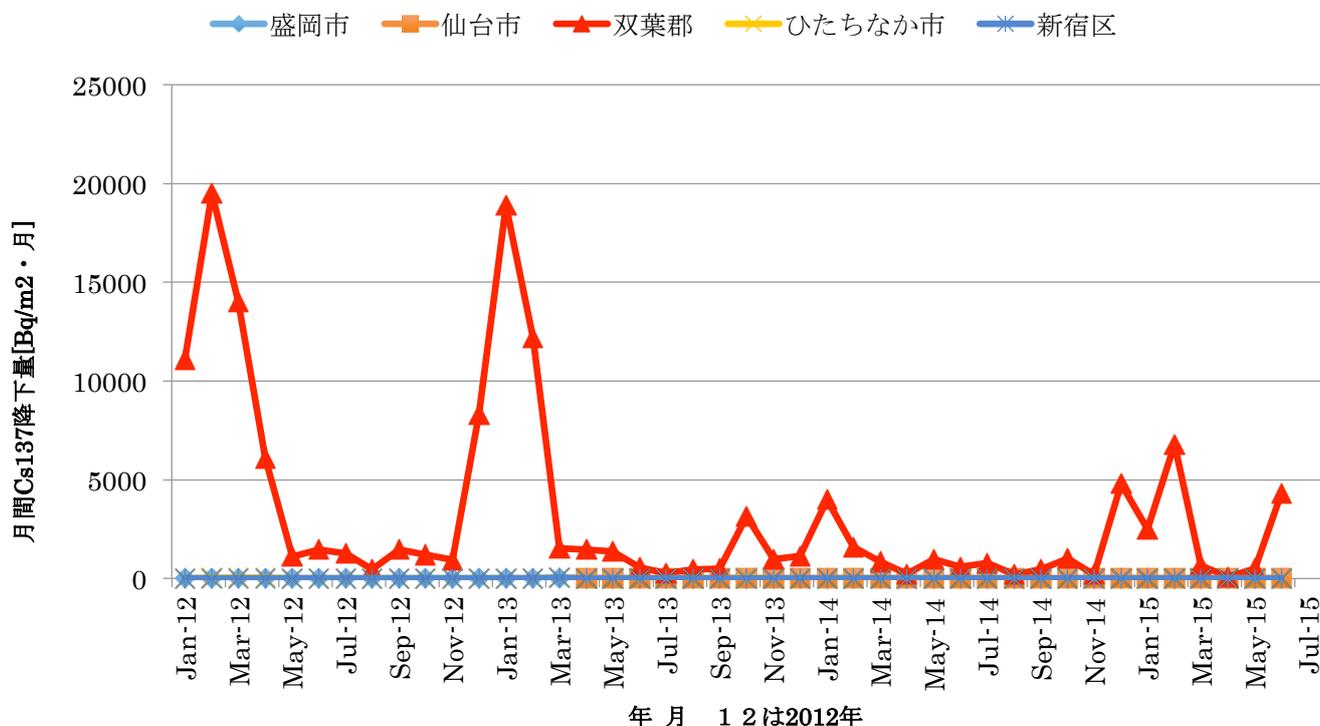
年・月	盛岡市 1.0 以上	仙台市 1.0 以上	福島県双葉郡 4000 以上	ひたちなか市 15 以上	新宿区 5 以上
2012.1	2.0		11100	18	11
2	1.9		19500	33	7.0
3	15.9		14000	36	18
4	15		6090	47	14
5	2.5		1120	16	6.5
6	0.94		1460	19	4.0
7	0.68		1270	11	2.6
8	0.73		474	12	6.2
9	1.3		1450	13	3.3
10	1.2		1210	11	2.6
11	0.70		961	5.0	1.6
12	0.66		8320	4.8	3.4
2012 積算	43.51		66955	225.8	80.2
2013.1	0.68		18900	9.0	5.4
2	1.87		12200	10	25
3	3.18		1540	55	42
4	2.4	11	1470	20	7.5
5	1.3	4.4	1380	11	11
6	0.45	11	547	2.5	1.9
7	0.29	1.1	268	7.6	4.4
8	0.38	3.0	467	6.2	3.6
9	0.39	0.98	492	14	1.6
10	0.18	1.9	3150	34	2.3
11	0.56	0.96	980	2.6	1.3
12	0.31	3.3	1150	6.2	2.4
2013 積算	11.99	(37.64)	42544	178.1	108.4
2014.1	0.39	2.5	4000	6.1	5.6
2	1.5	1.3	1600	15	3.1
3	1.9	2.3	840	7.0	8.9
4	0.70	2.6	250	25	6.0
5	2.2	0.38	970	4.0	7.2
6	0.21	0.60	600	3.0	1.8
7	0.20	0.72	800	3.1	1.0
8	0.16	0.57	200	2.2	7.7
9	0.32	0.67	460	2.5	0.81
10	0.14	1.0	1000	3.9	0.92
11	0.073	0.36	200	1.3	0.87
12	0.20	0.71	4800	2.6	0.54
2014 積算	7.99	13.71	15720	75.7	44.44
2015.1	0.18	2.3	2500	3.5	1.2
2	0.30	1.2	6800	5.9	2.0
3	0.30	0.98	660	5.2	1.7
4	9.21	1.3	88	6.8	1.1
5	0.64	0.71	480	4.3	1.7
6	0.24	1.2	4300	1.7	0.58
7					
8					

9					
10					
11					
12					
2015 積算	(10.87)	(7.69)	(14828)	(27.4)	(8.28)

月間セシウム137降下量の推移 (Bq/m²・月)

元のデータ：<http://radioactivity.nsr.go.jp/ia/list/195/list-1.html>

調査地点 双葉郡：大熊町下野上 原子力センター 第一原発から西南西約5 km



双葉郡大熊町の原子力センターにおけるセシウム 137 の降下量の一年間の積算量の推移は、表から

2012年 62955Bq/m²・年

2013年 42544Bq/m²・年

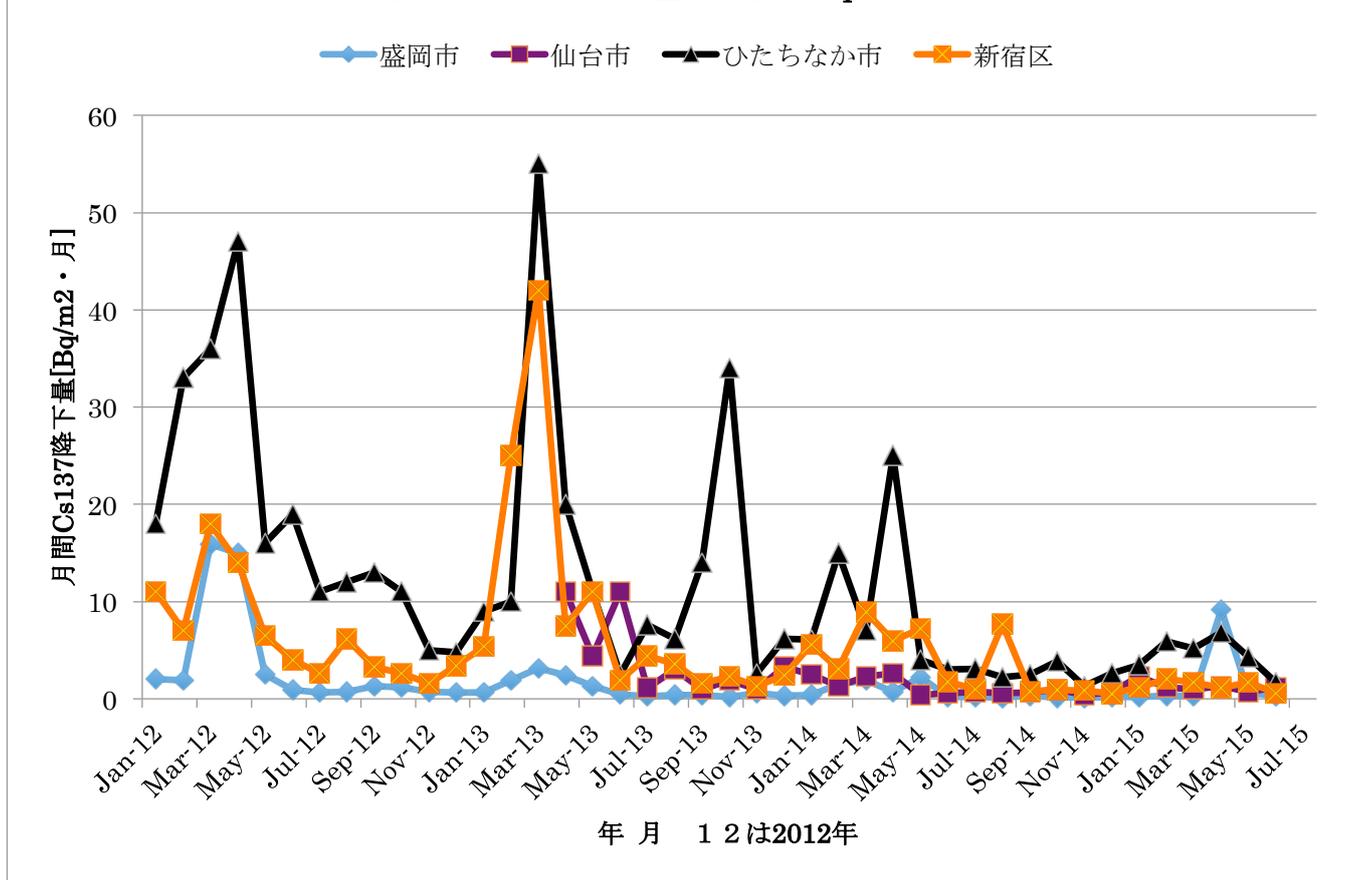
2014年 15720Bq/m²・年

2015年は1月～6月までの半年で

14828 Bq/m²・半年 残す半年で同じ割合降下すると仮定すると約 30000Bq/m²・年になります。これにセシウム 134 (セシウム 137 の約 2.4%前後) が約 7200Bq/m²・年加わりますので合計 37000Bq/m²・年になりこれは、放射線障害防止法で定める放射線管理区域 40000Bq/m² に近い値です。除染をしているとしても除染できない放射能とそれ以降の降下物の累積がありますので大地の汚染は放射線管理区域の値を突破しているはずで、また大地の汚染はほんの数 cm 離れても濃度差があります。これはセシウム 137 と 134 を推定したものであり、これ以外の核種も含まれているでしょう。

福島県双葉郡大熊町下野上 (原子力センター) は際立って高い値です。他の 4 都市は上図では区別がつかないので、別にグラフを作成してみました。

月間セシウム137降下量の推移 (Bq/m²・月)



避難指定解除が決定した檜葉町は大熊町から南へ約 10 km 離れているとはいえ、大熊町の降下物のデータを見る限り、未だ月々かなりの降下物があることが予想されます。予防原則に立つとき避難指示解除ができるとはとても思えません。人々が安全に住める放射性セシウム降下放射エネルギーの基準や土壌汚染の環境基準を決めずに帰還を推進することはあまりに無責任です。

国や福島県は、このような日々の降下物の実態を帰還対象者へ正しく伝えるべきです。そして人々が安全に生活できるため環境基本法の第 16 条以下に定められている放射性物質の降下放射エネルギーや土壌の環境基準を民主的な審議委員会により早急に定めるべきです。このことは国と福島県の責務です。

(2015・9・12 三陸の海・岩手の会 倉茂、永田)

【参考】2012 年 6 月原子力規制委員会設置法が成立したことに伴い、環境基本法第十三条が削除され、「放射性物質による環境の汚染の防止のための措置」（以下「汚染防止の措置」という。）については原子力関連法から環境関連法に移行されることになりました。

環境基本法 目的（平成 5 年 11 月 19 日 法律第 91 号）この法律は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。

第十六条 政府は、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準を定めるものとする。